



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市火災予防規則の一部を改正する規則	消防局予防部査察課	1
規則	神戸市公有財産規則の一部を改正する規則	行財政局資産活用課	9
規則	神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	行財政局給与課	13
告示	令和5年第3回定例会市会で議決された令和5年度神戸市各会計補正予算	行財政局財務課	15
告示	港湾施設の供用廃止(上屋)	港湾局経営課	25
告示	港湾施設の供用開始(上屋)	港湾局経営課	26
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 湊方面第186号線)	建設局道路管理課	27
公告	建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧(小松すずらん台第2建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	28
公告	建築基準法による建築協定の認可及び建築協定書の縦覧(カルチャーリベルテ学園都市一戸建住宅街区一建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	29
公告	建築協定書の提出及びその縦覧(神戸北町桂木1丁目A地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	30
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	31
公告	神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例による地区計画素案の縦覧及び意見書の提出(王子公園地区地区計画ほか)	都市局都市計画課	32
公告	開発行為に関する工事の完了(神戸市須磨区妙法寺字中田)	都市局都市計画課	35
水道局	神戸市水道局公印規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	36
監査委員	監査公表	監査事務局第1課	38

神戸市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第23号

神戸市火災予防規則の一部を改正する規則

神戸市火災予防規則(昭和37年6月規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>第7条 削除</u></p>	<p><u>(防火管理業務)</u></p> <p><u>第7条 条例第50条の4の3第1項の規則で定める防火管理上必要な業務(以下「防火管理業務」という。)は、次に掲げる業務とする。</u></p> <p><u>(1) 火気の使用又は取扱いに関する監督</u></p> <p><u>(2) 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理(防火管理業務に従事する者が消防設備士免状の交付を受けている者である場合については消防用設備等の点検及び整備を、法第17条の3の3に規定する総</u></p>

務大臣が認める資格を有する者である場合については消防用設備等の点検を除く。)

(3) 火災等の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡、避難誘導等

(4) 火災等の異常の監視

(5) 防火対象物の周囲の可燃物の管理

(6) 前各号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める業務

(防火教育担当者の資格)

第7条の2 条例第50条の4の3第1

項の規則で定める資格を有する者

(以下「防火教育担当資格者」とい

う。)は、消防法施行令(昭和36年政

令第37号。以下「令」という。)第3

条第1項第1号イからニまでのい

れかに該当し、かつ、次の各号のい

れかに該当する者とする。

(1) 防火管理業務に関する知識、技

能等の教育(以下「防火教育」とい

う。)を行うについて必要な知識、

技能等を修得させることを目的と

して行われる講習(次号において

「防火教育担当資格者講習」とい

う。)であって、消防長が行うもの

を修了した者

(2) 防火教育担当資格者講習であつて、消防長が指定するものを修了した者

(3) 前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(防火教育担当資格者の講習)

第7条の3 防火教育担当資格者は、前条第1号又は第2号に規定する講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内に条例第50条の4の3第4項に規定する講習を受けなければならない。当該講習を受けた日以降においても、同様とする。

(防災管理業務)

第7条の4 条例第50条の4の3第2項の規則で定める防災管理上必要な業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 防災上必要な構造及び設備の維持管理

(2) 令第45条各号に掲げる災害が発生した場合における通報連絡及び避難誘導

(3) 地震が発生した場合における救出、救護活動等

(4) 前3号に掲げるもののほか、消防長が必要と認める業務

(防災教育担当者への準用)

第7条の5 第7条の2及び第7条の3の規定は、条例第50条の4の3第2項に規定する防災教育担当者について準用する。この場合において、第7条の2中「第50条の4の3第1項」とあるのは「第50条の4の3第2項」と、「防火教育担当資格者」とあるのは「防災教育担当資格者」と、「第3条第1項第1号イからニまで」とあるのは「第47条第1項各号」と、「防火管理業務」とあるのは「防災管理業務」と、「防火教育」とあるのは「防災教育」と、「防火教育担当資格者講習」とあるのは「防災教育担当資格者講習」と、第7条の3中「防火教育担当資格者」とあるのは「防災教育担当資格者」と読み替えるものとする。

(標識等の様式)

第11条 条例第7条の2第1項第5号、第12条第1項第7号（同条第3項、条例第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第3号、第24条第2項及び第3項第2号、第31条の3

(標識等の様式)

第11条 条例第7条の2第1項第5号、第12条第1項第7号（同条第3項、条例第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項の規定において準用する場合を含む。）、第18条第3号、第24条第2項、第3項及び第5項、第31条の3

第2項第1号（条例第34条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第33条の2第3項及び第4項、第34条の2第2項第1号、第41条第2項第6号、第48条第4号（条例第50条の規定において準用する場合を含む。）、第50条の3第2項並びに第50条の10第2項第2号の規定により設ける標識等の様式は、別表に定めるとおりとする。

（申請書等の様式等）

第12条 条例及びこの規則による申請書、届出書等の様式は、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(3の2)及び(3の3) 削除

(3の4)～(35) [略]

2、3 [略]

第2項第1号（条例第34条第3項の規定において準用する場合を含む。）、第33条の2第3項及び第4項、第34条の2第2項第1号、第41条第2項第6号、第48条第4号（条例第50条の規定において準用する場合を含む。）、第50条の3第2項並びに第50条の10第2項第2号の規定により設ける標識等の様式は、別表に定めるとおりとする。

（申請書等の様式等）

第12条 条例及びこの規則による申請書、届出書等の様式は、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(3の2) 防火教育担当者選任（解任）

届出書 条例第50条の4の3第3項関係 様式第3号の2

(3の3) 防災教育担当者選任（解任）

届出書 条例第50条の4の3第5項関係 様式第3号の3

(3の4)～(35) [略]

2、3 [略]

改正後							改正前							
別表（第11条関係）							別表（第11条関係）							
根拠条文	標識等の種類	標識等	寸法		色		根拠条文	標識等の種類	標識等	寸法		色		
			幅 cm	長さ cm	地	文字				幅 cm	長さ cm	地	文字	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
条例第24条第2項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	条例第24条第2項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
		[略]	[略]	[略]	[略]	[略]			[略]	[略]	[略]			
条例第33条の2第3項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	条例第33条の2第3項	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
条例第24条第3項	「喫煙所」と表示した標識	喫煙所	10以上	30以上	白	黒	条例第24条第3項	「禁煙」と表示した標識に併せて設ける図記号による標識		喫煙所	10以上	30以上	白	黒
							条例第24条第3項	「火気厳禁」と表示した標識に併せて設ける図記号による標識						
条例第24条第3項第2号	「喫煙所」と表示した標識	喫煙所	10以上	30以上	白	黒	第24条第5項	「喫煙所」と表示した標識	喫煙所	喫煙所	10以上	30以上	白	黒

様式第3号の2及び様式第3号の3を削除し、様式第12号中、

「

全出力又は 定格容量	動 力	KW AH・セル
	電 灯	KW AH・セル

を

」

「

全出力又は 蓄電池容量	動 力	kW kWh
	電 灯	kW kWh

に改め、同様式の備考中

」

「9 4の欄の「全出力又は定格容量」は、変電設備、急速充電設備、発電設備又は燃料電池発電設備は全出力を、蓄電池設備は定格容量を記入すること。」を

「9 4の欄の「全出力又は蓄電池容量」は、変電設備、急速充電設備、発電設備又は燃料電池発電設備は全出力を、蓄電池設備は蓄電池容量を記入すること。」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 様式第12号の改正規定及び次項の規定 令和6年1月1日

(2) 第7条から第7条の5まで、第12条、様式第3号の2及び様式第3号の3の改正規定 令和6年4月1日

(経過措置)

2 様式第12号の改正規定の施行の際現に存するこの規則による改正前の神戸市火災予防規則様式第12号は、当分の間、なお使用することができる。

神戸市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第24号

神戸市公有財産規則の一部を改正する規則

神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の2）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（行財政局に合議を要する事項）</p> <p>第7条 次に掲げる場合においては、当該公有財産を所管する部局の長は、訓令で定めるところにより、<u>行財政局</u>に合議しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 次に掲げる場合においては、当該公有財産を所管する部局の長は、<u>行財政局資産活用課長</u>に合議しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">（行財政局<u>長等</u>に合議を要する事項）</p> <p>第7条 次に掲げる場合においては、当該公有財産を所管する部局の長は、訓令で定めるところにより、<u>行財政局長又は行財政局資産活用課長</u>に合議しなければならない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 次に掲げる場合においては、当該公有財産を所管する部局の長は、<u>行財政局長又は行財政局資産活用課長</u>に合議しなければならない。</p>

(1) [略]

(2) 前項各号又は前号に掲げる場合に係る契約を変更するとき。

(3)～(8) [略]

(行政財産の用途を廃止した場合における引継)

第8条 部局の長は、その所管に属する行政財産の用途を廃止した場合には、当該用途の廃止によつて生じた普通財産（第18条各号に掲げるものを除く。）を、速やかに行財政局長に無償で引き継がなければならない。

(所管換等の境界線の明示)

第19条

第15条の規定は、土地の所管換又は所属替をする場合に準用する。

(管理主任の設置)

第22条 [略]

2 管理主任は、前項に規定する課等の長又は事務を担当する課長をもつ

(1) [略]

(2) 前項各号又は前号に掲げる場合に係る契約を変更し、又は解除するとき。

(3)～(8) [略]

(行政財産の用途を廃止した場合における引継)

第8条 部局の長は、その所管に属する行政財産の用途を廃止した場合には、当該用途の廃止によつて生じた普通財産（第18条各号に掲げるものを除く。）を土地引渡書又は建物引渡書（以下「財産引渡書」という。）その他引渡書により、速やかに行財政局長に無償で引き継がなければならない。

(所管換等の手続き)

第19条 土地又は建物の所管換又は所属替をするときは、財産引渡書により行わなければならない。

2 第15条の規定は、土地の所管換又は所属替をする場合に準用する。

(管理主任の設置)

第22条 [略]

2 管理主任は、前項に規定する課等の長又は事務担当の課長をもつて充

て充てる。

(管理副主任の設置等)

第22条の2 [略]

2 管理副主任は、事業所等の長(課を置く事業所については、庶務を担当する課の課長(組織の事務を主管する者に限る。))とする。)をもつて充てる。

3 [略]

(使用許可の範囲)

第24条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当するときに限り、その使用の許可(以下「使用許可」という。)をすることができる。

(1)～(7) [略]

(8) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

(使用許可の期間)

第25条 行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならない。ただし、使用許可の期間を1年以内とすることが著しく実情に即さないと認めるときは、この限りでない。

(権利金の徴収)

てる。

(管理副主任の設置等)

第22条の2 [略]

2 管理副主任は、事業所等の長(課を置く事業所については、庶務担当課の課長(組織の事務を主管する者に限る。))とする。)をもつて充てる。

3 [略]

(使用許可の範囲)

第24条 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、次の各号のいずれかに該当するときに限り、その使用の許可(以下「使用許可」という。)をすることができる。

(1)～(7) [略]

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用許可の期間)

第25条 行政財産の使用許可の期間は、1年を超えてはならない。ただし、電柱の設置、水道管等の埋設その他使用許可の期間を1年以内とすることが著しく実情に即さないと認めるときは、5年以内とすることができる。

(権利金の徴収)

第41条 建物の所有を目的として土地を貸し付ける場合には、当該土地を引き渡す前に権利金を徴収するものとする。ただし、部局の長が特にその必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 権利金の額は、神戸市不動産評価審議会の評定する額を基準として行
財政局長が別に定める。

(承諾料等の徴収)

第41条の2 [略]

2 承諾料等の徴収基準及び額は、行
財政局長が取引慣行を考慮して定める。

(転貸等の禁止)

第44条 普通財産の借受人による次に掲げる行為は、認めない。ただし、部
局の長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

第41条 建物の所有を目的として土地を貸し付ける場合には、神戸市不動産評価審議会の評定する額を基準として市長が別に定める権利金を、当該土地を引き渡す前に徴収するものとする。ただし、市長が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(承諾料等の徴収)

第41条の2 [略]

2 承諾料等の徴収基準及び額は、市
長が取引慣行を考慮して定める。

(転貸等の禁止)

第44条 普通財産の借受人による次に掲げる行為は、認めない。ただし、市
長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1)～(4) [略]

2 [略]

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第25号

神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則（平成18年3月規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 遺体取扱手当</p> <p><u>(2) 感染症予防業務手当</u></p> <p><u>(3)～(5) [略]</u></p> <p><u>(感染症予防業務手当等)</u></p> <p>第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号。以下「条例」という。）<u>第13条（第1項及び第4項を除く。）</u>、第30条、</p>	<p style="text-align: center;">（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 遺体取扱手当</p> <p><u>(2)～(4) [略]</u></p> <p><u>(高所作業手当等)</u></p> <p>第4条 神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年1月条例第38号。以下「条例」という。）第30条、第33条及び第35条の規定は、職員に</p>

第33条及び第35条の規定は、職員について準用する。

附 則

1、2 [略]

について準用する。

附 則

1、2 [略]

(新型コロナウイルス感染症に対処するための第2条の特例)

3 第2条の規定にかかわらず、条例附則第3項及び第4項の規定は、職員について準用する。この場合において、条例附則第3項中「第13条の規定にかかわらず、当分の間」とあるのは「当分の間」と、条例附則第4項中「第13条の規定にかかわらず、日額3,000円」とあるのは「日額3,000円」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

神戸市告示第 365 号

令和5年第3回定例市会で令和5年9月21日議決された令和5年度神戸市各会計補正予算は、次のとおりである。

令和5年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

令和5年度神戸市一般会計補正予算

令和5年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,289,434千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ897,101,230千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 国庫支出金		189,253,451	3,184,434	192,437,885
	1 負担金	155,488,792	941,247	156,430,039
	2 補助金	33,090,048	2,243,187	35,333,235
19 県支出金		60,842,602	50,000	60,892,602
	1 負担金	39,531,278	50,000	39,581,278
21 寄附金		4,066,616	30,000	4,096,616
	1 寄附金	4,066,616	30,000	4,096,616
25 市 債		84,256,000	25,000	84,281,000
	1 市 債	84,256,000	25,000	84,281,000
歳 入 合 計		893,811,796	3,289,434	897,101,230

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		63,959,547	30,000	63,989,547
	2 企画費	9,195,592	30,000	9,225,592
4 民生費		310,833,423	541,000	311,374,423
	1 民生総務費	35,361,611	361,000	35,722,611
	3 こども家庭費	107,444,192	180,000	107,624,192
5 衛生費		46,552,962	2,004,922	48,557,884
	2 公衆衛生費	28,650,958	2,004,922	30,655,880
6 環境費		21,714,829	11,500	21,726,329
	1 環境総務費	9,975,627	11,500	9,987,127
8 農政費		4,326,178	20,520	4,346,698
	2 農政総務費	1,798,799	20,520	1,819,319
9 土木費		48,101,806	75,000	48,176,806
	6 河川砂防費	2,759,585	75,000	2,834,585
10 都市計画費		19,783,353	20,950	19,804,303
	1 都市計画総務費	16,089,647	20,950	16,110,597
13 教育費		122,873,335	527,512	123,400,847
	12 体育保健費	6,110,744	527,512	6,638,256
15 諸支出金		199,418,967	106,797	199,525,764
	1 繰出金	191,201,612	106,797	191,308,409
16 予備費		1,170,000	△48,767	1,121,233
	1 予備費	1,170,000	△48,767	1,121,233
歳 出 合 計		893,811,796	3,289,434	897,101,230

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 市民費	1 市民費	青少年科学館リニューアル	811,200
7 商工費	1 商工振興費	国際展示場の改修	327,073

第3表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
ふるさと納税を活用した事業承継促進	—	—	令和5～6年度	9,900
高度情報化推進事業	—	—	令和5～6年度	320,000
西クリーンセンター改修	令和5～6年度	249,000	令和5～7年度	249,000
税関前歩道橋のリニューアル	—	—	令和5～7年度	40,000

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
河川整備事業	1,776,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	1,801,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

令和5年度神戸市農業集落排水事業費補正予算

令和5年度神戸市農業集落排水事業費補正予算は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第 1 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
令和 6 年 度 管 理 運 営 委 託 (農 業 集 落 排 水 処 理 施 設)	令和 5 ～ 8 年 度	627,000

令和5年度神戸市介護保険事業費補正予算

令和5年度神戸市介護保険事業費補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務費	介護保険システム再構築	990,525

第 2 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
介護保険システム再構築	令和5～7年度	2,863,000	令和5～8年度	2,863,000

令和5年度神戸市自動車事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市自動車事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和5年度神戸市自動車事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 自動車事業収益	10,735,652千円	36,825千円	10,772,477千円
第2項 営業外収益	1,356,668千円	36,825千円	1,393,493千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「1,464,499千円」を「1,501,324千円」に改める。

令和5年度神戸市高速鉄道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入)

第2条 令和5年度神戸市高速鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）

第3条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 高速鉄道事業収益	25,871,643千円	69,972千円	25,941,615千円
第2項 営業外収益	4,405,120千円	69,972千円	4,475,092千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第9条中「6,422,901千円」を「6,492,873千円」に改める。

神戸市告示第366号

次の港湾施設は、令和5年9月30日に限り、その供用を廃止する。

令和5年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	位置	規模
兵庫第3突堤T1上屋	神戸市兵庫区築地町52番地	5,978.84㎡
兵庫ふ頭青果物上屋T3	神戸市兵庫区築地町53番地	1,054.77㎡

神戸市告示第367号

次の港湾施設は、令和5年10月1日に供用を開始する。

令和5年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	位置	規模
兵庫ふ頭 X 上屋	神戸市兵庫区築地町52番地	5,978.84 m ²
兵庫ふ頭 Y 上屋	神戸市兵庫区築地町53番地	1,054.77 m ²

神戸市告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和5年10月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和5年10月14日まで一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	湊方面第 186号線	神戸市兵庫区雪御所町4丁目1番地先から	新	11.80	最大 3.10 最小 2.80
		神戸市兵庫区雪御所町4丁目1番地先まで	旧	11.80	最大 2.20 最小 1.70

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年9月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 建築協定の名称

小松すずらん台第2建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市北区北五葉4丁目1番96号 他

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和5年9月29日

神戸市長 久 元 喜 造

1 建築協定の名称

カルチャーリベルテ学園都市一戸建住宅街区一建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市西区学園東町3丁目1884番45 他

神戸市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第70条第1項の規定による建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により公告します。

この建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、関係人の縦覧に供します。

令和5年10月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 建築協定の名称

神戸北町桂木1丁目A地区建築協定

2 建築協定区域の位置

神戸市北区桂木1丁目8番地の1 他

3 縦覧期間

令和5年10月3日から同年10月31日まで

4 連絡先

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

電話(078)595-6555

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和5年10月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	長尾町宅原	岡崎	4050番	1,698㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。
神戸	西	平野町繁田	勇町	448番	175㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。
神戸	西	岩岡町岩岡	坂ノ下	671番のうち 別図の斜線部分	2,114㎡のうち 100㎡	農業用施設用地に用途区分を変更する。

別図は省略する。

神戸市公告

地区計画等の案を作成したいので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第14条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「素案」といいます。）を令和5年10月10日から同月24日まで公衆の縦覧に供します。

なお、素案に対して意見を有する者は、同条例第16条の規定により、令和5年10月10日から同月31日まで、本市に意見書を提出することができます。

令和5年10月10日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 地区計画等の種類

神戸国際港都建設計画地区計画

2 地区計画等の名称、位置及び区域

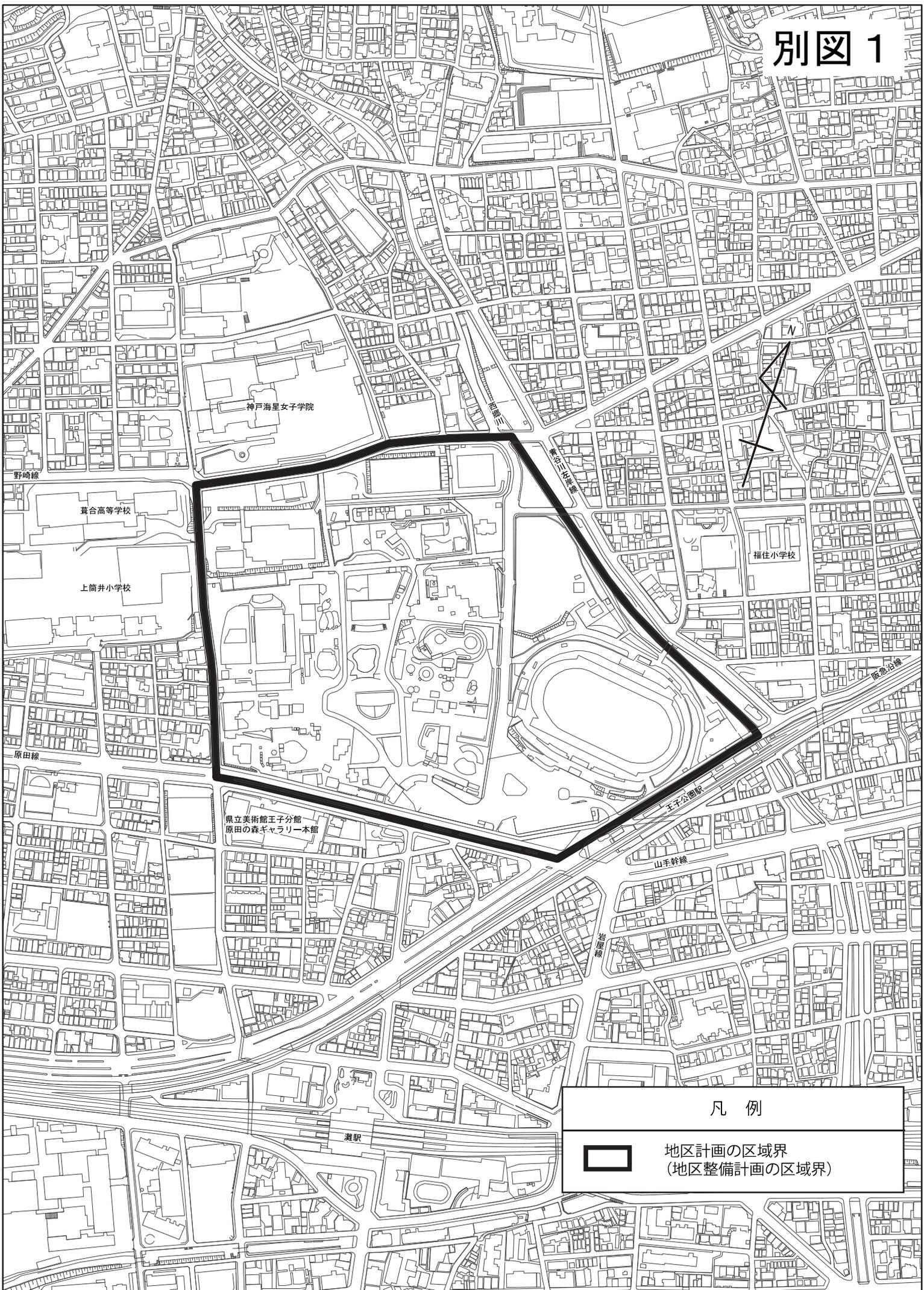
名称	位置及び区域
王子公園地区地区計画	神戸市灘区王子町2丁目、王子町3丁目及び青谷町1丁目（別図1のとおり）
北鈴蘭台駅西地区地区計画	神戸市北区甲栄台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目（別図2のとおり）

3 素案の縦覧場所及び意見の提出場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6階

神戸市都市局都市計画課

別図 1

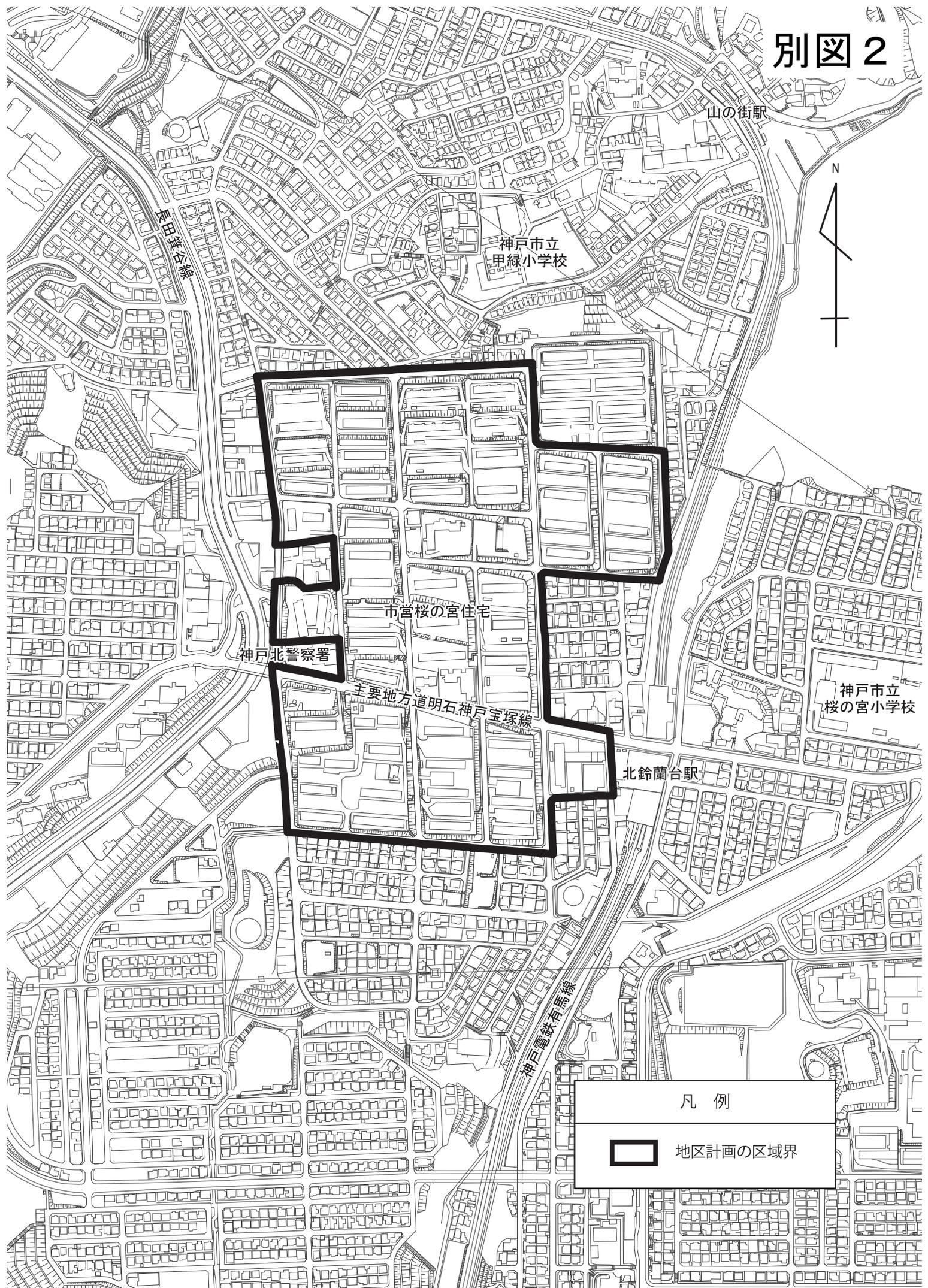


凡 例



地区計画の区域界
(地区整備計画の区域界)

別図2



神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和5年10月10日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市須磨区妙法寺字中田119番6、119番13、119番14、119番15、119番16、119番17、119番18、119番19、119番20、119番21、119番22、119番23
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市中央区栄町通4丁目2番13号
和田興産株式会社
代表取締役 溝本 俊哉
- 3 許可番号
令和5年3月20日 第8111号
(変更許可 令和5年8月1日 第2068号)
(変更許可 令和5年9月4日 第2076号)

神戸市水道局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年9月29日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第3号

神戸市水道局公印規程の一部を改正する規程

神戸市水道局公印規程（昭和43年10月水道管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（公印の使用）</p> <p>第13条 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げるもののほか、特に</p>	<p style="text-align: center;">（公印の使用）</p> <p>第13条 文書への公印の押印は、次に掲げるものについて行うものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>市又は当該文書の名宛人の権利義務に重大な影響を及ぼす文書</u></p> <p>(3) <u>事実の証明に関する文書その他当該文書が真正であることを特に認証する必要があると認められる文書</u></p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、特</p>

公印を押印すべき事情があると認められる文書 2、3 [略]	に公印を押印すべき事情があると認められる文書 2、3 [略]
----------------------------------	-----------------------------------

附 則

この管理規程は、令和5年10月1日から施行する。

監査公表第4号

令和5年10月10日

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

監 査 公 表

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により下記の内容について別紙のとおりその結果に関する報告を公表します。

記

監査報告第8号 令和5年度工事定期監査及び出資団体工事監査(1)

福祉局、環境局、建築住宅局、港湾局、水道局、交通局、(公財)こうべ市民福祉振興協会
(一財)神戸市水道サービス公社

監査報告第8号

令和5年9月11日

工事定期監査及び出資団体工事監査結果報告

福祉局、環境局、建築住宅局、港湾局、水道局、交通局
(公財)こうべ市民福祉振興協会
(一財)神戸市水道サービス公社

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	福本富夫
同	しらくに高太郎

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき実施した令和5年度第1期工事定期監査及び出資団体工事監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

福祉局、環境局、建築住宅局、港湾局、水道局、交通局、(公財)こうべ市民福祉振興協会、(一財)神戸市水道サービス公社における令和4年度施行工事について監査を行った。

工事の抽出状況は第1表、抽出工事は第2表のとおりである。

2 監査の期間

令和5年4月17日～令和5年9月11日

3 監査の方法

監査は、土木・建築・設備工事の施行が法令等に基づき適正に行われているか(合規性)、また3E(経済性、効率性、有効性)ならびに正確性、安全性などの観点から適切に行われているかについて、関係書類の審査、現場の施工状況の調査及び関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 対象工事選定にあたっての重点項目

対象となる工事について「影響度」と「発生頻度」からリスク評価を行った結果、下記のとおりとした。

- ① 高所作業での墜落、転落、落下、飛来物の危険対策
- ② 有害物(アスベスト、粉塵、危険物等)の危険対策
- ③ 適切な積算及びそのチェック体制
- ④ バリアフリーや外出支援対策などユニバーサル社会の実現に向けた取組

5 監査項目及び着眼点

サステナビリティ(持続可能な都市経営)及び人権デューデリジェンスを推進する視点に立ち、(1)土木・建築・設備工事の施行が法令等に基づき適正に行われているか(合規性)、(2)3E(経済性、効率性、有効性)ならびに正確性、安全性及び人にやさしい整備となっているかについて監査を実施した。

高所作業及び有害物処理における安全対策上の不備については、過去より何回も同様の指摘があったにもかかわらず、令和4年度の工事監査でも指摘があったことなどを踏まえ、事故防止の観点から重点的に監査を行った。

積算については、過去より同様の指摘があったにもかかわらず、近年指摘件数が増加傾向であり、過大過小な積算は本市または事業者の重大な損失に繋がりがねないことを踏まえ、重点的に監査を行った。また、積算の内容の確認だけでなく、今回の監査対象局における、積算とそのチェック体制及び職員への研修状況等に関する内部統制の整備、運用状況の確認を行った。

監査項目	着 眼 点
1. 計 画	計画書、事前協議及び諸手続きの状況
2. 設 計	設計の基本的事項、関係法規等の適用、設計基準等の整備状況及びその運用、設計図書の整備、設計の照査
3. 積 算	積算基準等の整備状況及びその運用、工種・数量・単価・歩掛り等の適用、積算の照査
4. 契 約	契約締結手続き、設計変更等の理由、手続き及び内容
5. 施 工	工事関係法規等、施工管理、工事関係書類、監督業務
6. 検 査	検査関係書類
7. 維持管理	保守点検関係書類
8. 委託業務	委託業務関係書類
9. 内部統制	リスクの評価と対応及び統制活動、情報の伝達状況

6 監査実施上の除斥

福本富夫監査委員は、令和5年3月31日まで環境局長の職にあったため、環境局の案件については、地方自治法第199条2の規定により除斥となった。

7 監査の結果

監査の結果、対象となる局・団体の抽出工事の実施に関する全般的な事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかし、事務の一部について、以下に述べる改善を要する事例が見られた。

(1) 指摘事項から

「積算（重点項目：「適切な積算及びそのチェック体制）」については3件の誤りが認められた。これらは単価の設定誤りや数量の算出誤りなどであるが、積算は工事の予定価格に影響する基本的な事項であるため、正確性が求められる。そのため、個々の職員のさらなる能力向上とノウハウの継承に加え、照査の重要性を再認識し組織的な照査体制の徹底を図ることにより、違算の防止に努めることが重要である。

「施工（重点項目：「高所作業での墜落、転落、落下、飛来物の危険対策）」では、土木工事において、安易な考えで必要のない高所作業を行い、さらに墜落防止に必要な安全措置が取られていなかったという1件の法令違反が認められた。これは工事関係者の人命にも関わる重要な項目であり、違反に対して法令により罰則が規定されている。発注者は改めてこの点を認識し、施工計画等により作業の必要性を確認するとともに、安全対策に関する請負人への監督指導を主体的に行うべきである。

(2) サステナビリティの視点から

サステナビリティの視点で監査を実施した結果、以下のような取組事例が見られた。今後もこのような取組を積極的に取り入れ持続可能な施設の整備をされたい。

ア 水道局

(ア) 経年劣化した工業用水道管の適切な維持管理及び更新が課題となっている。今回、既設管内に新管を挿入するパイプ・イン・パイプ（PIP）工法を採用することにより、道路開削等に伴う産業廃棄物の発生や工事による渋滞を抑制し環境負荷の低減を図るとともに、社会インフラの長寿命化に寄与する工事が実施されていた。

(イ) 上ヶ原浄水場の再整備等事業を実施しており、その中で環境負荷の低減、災害への備え、動力費の削減による経営の持続を目指して、水源から市街地まで高低差による自然流下を最大限に活用し飲料水を届けることが出来るシステム整備に関連する工事が進められている。合わせて場内に併設する工業用水道施設の更新をすることで、安定した工業用水道の供給を行い、神戸港臨海部の産業振興に寄与する取組がなされていた。

(ウ) 中部庁舎改修工事において、執務室の一部に県産木材を使用しており、脱炭素と循環型社会に資する取組が見られた。

イ 交通局

(ア) 分岐ポイント部の交換作業において、部材数の少ない分岐構造への変更や、木まくらぎを耐久性の高い合成まくらぎに材質変更することで、機能性や安全性の向上、保守管理の軽減に資する取組を行っていた。

(イ) 西神・山手線において、信頼性・安全性を向上させるため、老朽化した信号通信設備の更新事業を進めている。その際、計画的に部品交換することが可能な設備を導入することで、長寿命化と保守の省力化を図り安定的な事業継続が可能となる工夫が見られた。

今回指摘のあった事例については、組織として原因を究明し、改善策を十分に検討したうえで具体的な対策を明示し、その対策を実践することにより積極的に再発防止に努められたい。

＜積算に関する内部統制の整備、運用状況について＞

今回の監査対象となる6局2団体の工事担当課16所属に対し、積算及びそのチェック体制と積算業務に関わる職員への研修状況等に関して内部統制の整備、運用状況について確認を行った。

下記の内容について対象所属へヒアリングを実施し、内容の確認を行った結果、各所属において、積算の違算が及ぼすリスクの認識とそれに対する評価を行っており、違算を生じさせない為の照査体制についてもおおむね整備、運用が実施されていることを確認できた。今後も各所属において、これらの取組を確実に継続実施することで違算の防止に取り組まれない。

引き続き次期工事定期監査においても対象となる所属に対して整備、運用状況の確認を行っていく。

ア 積算に対する各所属でのリスク評価と運用

工事発注を行っている全所属において、設計図書作成時の積算の誤りに対し、過去の監査指摘の有無等により評価に所属毎に差はあるものの、可能性のあるリスクとして認識を行い、リスク評価シートに反映するとともに、リスクを引き起こす原因とその対策案についても整理されていた。

イ 内部統制の運用にあたって、所属での対応策の整備状況、積算に対する照査体制

照査担当者をあらかじめ指定する、工事毎に指定する等、各所属で違いはあるものの、積算に対し照査体制を決定していた。照査を行うにあたって、所属内でのクロスチェックの実施や、各所属で作成している積算チェックリスト、建設局技術管理課作成の照査チェックリストを活用するなどが行われていた。

積算に関わる担当者が少ない所属や、積算の経験が浅い担当者に対しては、建設局技術管理課で行っている技術審査を活用することで、設計図書の精度の向上を図っていた。

ウ 国や契約監理課、各技術管理委員会からの連絡や通知等についての所属内での周知

各所属とも、メーリングリストやビジネスチャットツールの活用、定期的な業務ラインでの会議の開催等により、情報の共有と周知を行っていた。

エ 積算業務におけるリスク対応において、各所属内での職員への研修等への取組状況

各所属において、新規配属となった担当者へはOJTの実施に加え、建設局技術管理課や建築住宅局技術管理課が主催する研修等への積極的な参加や、国等が主催する専門的な研修への参加を行っていた。

オ 積算におけるリスク対応を行うにあたって、ICTの活用事例

今回ヒアリング対象の所属において、ICT活用には至っていないが、積算に対してICTの技術革新を期待する意見が聞かれた。

予定価格は契約金額の最高限度額を示すものであり、その算出は図面、仕様書等の設計図書に基づき極めて精緻で詳細な積算を行っている。また、入札価格漏洩防止の観点から市職員が行う必要がある。その中で、発生する積算ミスの大部分はヒューマンエラーが占めており、これを減らすには組織的なチェック体制の構築が不可欠である。他都市での取り組み事例等も参考にし、担当者の技術力向上とミス防止に向け、課長や係長を中心とした照査体制の拡充、積算の経験豊富な職員の知識や技術の伝承など、人材育成及び組織マネジメントの両面で対策を行っていく必要がある。

なお、今回確認された課題に対し、監査事務局と建設局技術管理課で相互に連携し、積算における正確性確保の実現に向け、より具体的な提案を検討していく。

○ 指 摘 事 項

(1) 積 算（重点項目：「適切な積算及びそのチェック体制」）

ア 注人工の単価

本工事は、環境局北事業所前にある、環境局管理の久保橋について補修及び耐震補強を行う工事である。

土木工事では、積算基準等に基づき算出した単価に数量を乗じて直接工事費を算出する。

本工事では、既設の橋梁と耐震補強に資する部材との隙間に、土木材料を注入する費用の積算において、単価の算出方法を誤っていたため過大となっていた。

積算は、工事の予定価格に影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、適正な積算を徹底すべきである。

（環境局施設課）

[No.2 久保橋耐震補強・補修工事]

（請負金額 83,587 千円）

イ 管据付費の単価

本工事は、東灘区において、既設管内に新管を挿入するパイプ・イン・パイプ（PIP）工法により、経年劣化した工業用水道管を更新する工事である。

土木工事では、積算基準等に基づき算出した単価に数量を乗じて直接工事費を算出する。

本工事では、既設管内に新管を据え付ける費用の積算において、単価の算出方法を誤っていたため過大となっていた。

積算は、工事の予定価格に影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、適正な積算を徹底すべきである。

（水道局配水課）

[No.35 工水（岡本地区）PIP工事]

（請負金額 822,246 千円）

ウ 設備基礎の数量算定

本工事は、灘区におけるハーバーハイウェイ摩耶埠頭料金所の受変電設備改修に伴う電気設備工事である。

電気設備工事の積算は、資材等の数量を算出し、これに単価をかけて直接工事費を積算する。

本工事では、受変電設備等を据え付ける設備基礎の積算において、コンクリートの数量算定を誤っていたため過大となっていた。

積算は、工事の予定価格に影響するものであるため、本工事の積算について十分な検証を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェックリストの活用、複数職員によるダブルチェックの充実等により、適正な積算を徹底すべきである。

(港湾局工務課)

[No.29 摩耶埠頭料金所他 1 箇所受変電設備他更新工事]

(請負金額 162,800 千円)

(2) 施 工

ア 資材搬出作業時における安全対策

(重点項目：「高所作業での墜落、転落、落下、飛来物の危険対策」)

本工事は、地下鉄西神・山手線において更新計画に沿ってレール交換を行う工事である。

「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあるため、作業床を設け、それが困難なときは防網を張り、かつ、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

本工事では、更新後の古いレールをトラックに積載して搬出する際、直接視認による状況確認を行うため作業員1名がトラックのキャビン上(高さ:約2.5m)に登っているが、墜落防止に必要な安全措置がとれておらず法令違反状態であった。

本作業は、トラックのキャビン上で行う必要がない作業であり、請負人より提出される施工計画書を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内容の確認を行うとともに、法令を遵守し、不安全状態や不安全行動を無くすよう指導を行うべきである。



(交通局高速鉄道部施設課)

[No.54 西神・山手線レール交換工事 (令和4年度)]

(請負金額 117,012 千円)

第 1 表 抽出状況表

工事定期監査

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
福 祉 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	5	57,717	1	3,080	20.0	5.3
環 境 局	土 木	6	418,842	1	74,452	16.7	17.8
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	47	2,244,907	6	499,653	12.8	22.3
建 築 住 宅 局	土 木	3	188,851	—	—	—	—
	建 築	41	7,992,960	7	2,474,959	17.1	31.0
	設 備	37	1,921,882	5	541,388	13.5	28.2
港 湾 局	土 木	—	—	—	—	—	—
	建 築	23	3,845,892	4	723,922	17.4	18.8
	設 備	61	3,705,883	9	781,844	14.8	21.1
水 道 局	土 木	104	23,389,542	10	3,466,700	9.6	14.8
	建 築	8	827,896	1	166,383	12.5	20.1
	設 備	67	2,967,332	9	798,673	13.4	26.9
交 通 局	土 木	13	424,759	2	148,204	15.4	34.9
	建 築	12	1,700,309	2	64,869	16.7	3.8
	設 備	116	21,294,935	10	4,277,063	8.6	20.1
計		543	70,981,707	67	14,021,190	12.3	19.8

出資団体工事監査

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
(公財)こうべ市民 福祉振興協会	土 木	7	63,806	1	3,231	14.3	5.1
	建 築	—	—	—	—	—	—
	設 備	1	7,213	—	—	—	—
(一財)神戸市水道 サービス公社	土 木	8	272,471	1	99,950	12.5	36.7
	建 築	1	10,217	1	10,217	100.0	100.0
	設 備	—	—	—	—	—	—
計		17	353,707	3	113,398	17.6	32.1

合 計

(単位 金額：千円)

区 分		監 査 対 象 工 事		抽 出 工 事		抽 出 率 (%)	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
計		560	71,335,414	70	14,134,588	12.5	19.8

備 考：(1)監査対象工事は、請負金額250万円以上のものとした。

(2)本表は、令和5年2月28日時点における契約監理システムのデータと各局及び出資団体からの提出資料に基づき作成した。

第 2 表 抽出工事一覧表

福祉局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	1	こうべ市民福祉交流センター可動屋根給電ケーブル他更新業務	(株)横河システム建築	3,080	R4.10.21	R5.3.15	随契

環境局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	2	久保橋耐震補強・補修工事	(株)ウェイズ	74,452	R4.8.29	R5.3.15	制限
設備	3	東クリーンセンター ストーカ駆動装置他改修工事	川崎重工業(株)	165,000	R3.6.2	R5.3.31	随契
	4	布施畑環境センター 破砕選別施設1号搬送コンベヤ改修工事	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	243,100	R4.6.23	R5.3.31	随契
	5	クリーンセンター 計装機器定期点検整備業務	富士電機(株) 関西支社	51,128	R4.4.12	R5.3.31	随契
	6	東クリーンセンター 投入扉3門軸受補修	ナブコドア(株) 神戸支店	12,815	R4.12.8	R5.3.31	随契
	7	苅藻島クリーンセンター No.1 ゴミクレーン設備ガーダ亀裂補修	JFEプラントエンジ(株) 関西営業部	14,850 (17,600)	R5.2.9 (R5.2.17)	R5.3.31	随契
	8	苅藻島クリーンセンター ゴミピット火災消火設備整備	(株)横井製作所	10,010	R4.10.26	R5.3.31	随契

建築住宅局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
建築	9	(仮称)新下山手住宅1号棟建設工事 [16機械、19電気]	橋本建設(株)	1,328,580 (1,331,697) (1,375,705) (1,380,717) (1,388,423)	R2.3.26 (R2.4.28) (R3.9.22) (R4.5.26) (R4.7.28)	R4.5.31 (R4.7.29)	制限 (低入)
	10	松本西住宅外壁改修他工事	(株)HONSHO	22,825 (22,781)	R3.12.7 (R4.6.10)	R4.6.17	制限
	11	ベルデ名谷住宅5-7号棟外壁改修他工事	(株)大木工務店	312,180 (315,810)	R4.2.4 (R4.9.30)	R4.9.30	制限
	12	王塚住宅1号棟とりこわし及び敷地整備工事	(株)国組	299,453 (309,012)	R4.2.25 (R4.12.28)	R5.1.31 (R5.3.31)	制限 (総評)
	13	大石東住宅耐震改修工事	(株)山田工務店	194,700 (195,228) (200,365) (201,102)	R4.3.1 (R4.4.4) (R4.11.10) (R5.2.6)	R5.1.13 (R5.2.10)	制限
	14	横尾住宅15-17号棟外壁改修他工事	(株)四ッ橋組	213,950 (215,116)	R4.3.16 (R4.10.13)	R4.10.14	制限
	15	真野住宅2号棟屋根改修工事	岡田建設工業(株)	21,538 (22,715)	R4.7.11 (R4.10.18)	R4.10.31	制限
設備	16	(仮称)新下山手住宅1号棟給排水設備工事 [9建築、19電気]	池水工業(株)	123,904 (123,630)	R2.7.16 (R4.5.25) (R4.7.25)	R4.5.31 (R4.7.29)	制限
	17	夢野台住宅1-3号棟給排水管改修工事	(株)石井管工	129,250	R4.2.17	R5.3.10	制限
	18	キャナルタウンイースト消防設備改修工事	太昭電設(株)	102,429	R4.10.27	R5.3.31	制限
	19	(仮称)新下山手住宅1号棟電気設備工事 [9建築、16機械]	サン電設工業(株)	129,448 (130,915) (130,958)	R2.7.16 (R4.5.25) (R4.7.27)	R4.5.31 (R4.7.29)	制限
	20	シルバーハイツ松風住宅他2住宅エレベーター改修工事	フジテック(株)	51,700 (55,121)	R4.8.5 (R5.1.11)	R5.3.24	随契

港湾局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
建築	21	新港3突基部倉庫とりこわし工事	愛奈工業(株)	261,268 (273,973) (429,403) (429,348)	R3.7.19 (R4.5.12) (R4.7.29) (R4.12.1)	R4.10.31 (R4.12.28)	制限
	22	ハーバーハイウェイ料金徴収所改修工事	藤原建設(株)	143,764 (154,236)	R4.2.9 (R4.10.27)	R4.10.31	制限
	23	ポートアイランド(第2期)西緑地トイレ新築工事	(有)岩本建築工房	21,538	R4.11.18	R5.3.31	制限
	24	ポートターミナル2階駐車場防水改修他工事	(株)フナビキ工務店	118,800	R4.11.28	R5.3.31	制限
設備	25	新在家ポンプ場ポンプ設備他更新工事(その1) [26機械、28電気]	(株)鶴見製作所	233,200 (234,124)	R4.3.16 (R4.5.20)	R5.3.31	制限
	26	新在家ポンプ場建築機械設備工事 [25機械、28電気]	(株)アクリ	19,712 (19,998)	R4.7.8 (R5.2.9)	R5.2.28	制限
	27	六甲アイランド重量物クレーン12号機解体撤去工事	(株)三井E&Sマシナリー	144,100	R4.8.31	R5.1.31	制限
	28	新在家ポンプ場 受変電設備他更新工事 [25機械、26機械]	(株)正興電機製作所	160,782 (170,761)	R3.10.4 (R4.3.22)	R4.6.30	制限
	29	摩耶埠頭料金所他1箇所受変電設備他改修工事	コガセ工業(株)	162,800	R3.12.13	R5.3.24	制限
	30	BEKOBEL照明改修工事	(株)三谷電気	16,555	R4.12.13	R5.3.31	制限
	31	ポートアイランド沖建設残土基地計量システム補修	(株)アセック	19,800	R4.7.15	R5.3.31	随契
	32	港務艇「竜王」給水バージ「神戸給水」中間検査 入渠修理	鹿瀬造船(株)	9,108	R5.1.18	R5.3.24	指名
	33	六甲アイランド重量物クレーン7号機歩廊等補修	川重ファシリテック(株)	4,598	R4.12.16	R5.3.31	指名

水道局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	34	千苺導水路（第2水管橋・5号隧道他）補修工事	日本ジッコウ(株)	204,050	R4. 7. 6	R6. 9. 30	制限 (総評)
	35	工水（岡本地区）PIP工事	(株)大城工業所	758,609 (822,246)	R2. 9. 29 (R4. 1. 25) (R4. 3. 29) (R4. 11. 29)	R4. 3. 31 (R4. 11. 30) (R5. 3. 31)	制限
	36	高松橋水管橋耐震補強工事	新日本工業(株)	47,836 (47,681)	R3. 8. 6 (R4. 2. 16) (R4. 3. 31)	R4. 2. 28 (R4. 4. 9)	制限
	37	西舞子中層連絡管整備工事その2	沼田建設工業(株)	252,879 (309,434) (316,874)	R3. 8. 24 (R4. 6. 30) (R4. 8. 10)	R4. 7. 29 (R4. 8. 10)	制限
	38	北（有野台7丁目）配水管取替工事	(株)西原組	269,239 (271,988)	R3. 11. 19 (R5. 1. 17)	R5. 1. 31	制限
	39	須磨（神の谷）配水管新設取替工事	沼田建設工業(株)	224,068 (241,783)	R3. 12. 10 (R4. 10. 27)	R4. 10. 31	制限
	40	上ヶ原浄水場（工水）再整備工事 [46機械、49電気]	(株)フソウ	748,000 (744,675) (783,966) (833,166) (838,932)	R2. 7. 30 (R3. 3. 5) (R3. 12. 27) (R4. 2. 1) (R4. 3. 16) (R4. 4. 13) (R4. 4. 22)	R3. 8. 31 (R4. 2. 28) (R4. 4. 8) (R4. 4. 28)	制限 (低入)
	41	神出高層配水池整備工事	(有)田浦商店	146,607 (184,888) (208,062)	R3. 3. 30 (R4. 1. 4) (R4. 3. 9) (R4. 6. 30) (R5. 2. 28)	R4. 1. 31 (R4. 3. 11) (R4. 6. 30) (R5. 2. 28)	制限
	42	単価契約工事（土工事、管工事 他・道路掘削跡復旧工事）北地区	(株)西原組	222,939	R4. 4. 1	R5. 3. 31	制限
43	単価契約工事（土工事、管工事 他・道路掘削跡復旧工事）西部地区	(株)本多組	292,145	R4. 4. 1	R5. 3. 31	制限	
建築	44	中部庁舎改修工事 [48機械、51電気]	柳原建設(株)	158,694 (166,383)	R4. 4. 27 (R5. 1. 6)	R5. 2. 17	制限

水道局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
設備	45	千苺浄水場4号ろ過池表面洗浄装置更新工事	横手産業(株)	63,118	R4.7.14	R5.3.31	制限
	46	上ヶ原浄水場工水着水井他築造機械設備工事 [40土木、49電気]	水道機工(株)	193,600 (199,288)	R2.2.7 (R3.3.4) (R4.2.22) (R4.6.30)	R3.3.31 (R4.2.28) (R4.6.30) (R4.8.5)	制限
	47	花山ポンプ場送水ポンプ設備新設工事	メタウォーター(株)	185,928	R3.10.18	R5.3.31	制限
	48	中部庁舎機械設備改修工事 [44建築、51電気]	(株)圓奈	97,680 (104,830)	R4.5.10 (R5.2.14)	R5.2.17	制限
	49	上ヶ原浄水場工水着水井他築造電気設備工事 [40土木、46機械]	コガセ工業(株)	120,547 (120,880) (117,926)	R2.3.27 (R2.5.27) (R3.3.4) (R4.2.18) (R4.6.27)	R3.3.31 (R4.2.28) (R4.6.30) (R4.8.5)	制限
	50	寺谷連絡管流量制御室流量制御盤他更新工事	(株)木内計測	47,327	R4.2.22	R4.10.31	制限
	51	中部庁舎電気設備改修工事 [44建築、48機械]	柴崎電機工業(株)	121,000 (123,739)	R4.5.9 (R5.2.15)	R5.2.17	制限
	52	烏原坑外ポンプ場送水ポンプ4号機分解整備	(株)荏原製作所 大阪支社	8,470	R4.7.13	R5.3.31	随契
	53	送水制御演算システム保守点検業務	メタウォーター(株) 関西営業部	6,930	R4.7.25	R5.3.31	随契

交通局

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	54	西神・山手線 レール交換工事 (令和4年度)	清田軌道工業(株)	117,012	R4. 8. 1	R5. 3. 31	制限
	55	西神・山手線 名谷6s5s弾性 ポイント化工事	三軌建設(株)	30,372 (31,192)	R4. 8. 31 (R5. 2. 2)	R5. 2. 28	制限
建築	56	名谷駅前詰所移転工事	(有)船曳建設	32,670 (32,901) (33,022) (35,299)	R4. 1. 7 (R4. 4. 28) (R4. 6. 7) (R4. 7. 12)	R4. 4. 28 (R4. 7. 13)	制限
	57	西神・山手線各駅出入口サイン設置工事	(株)山野工務店	29,570	R4. 11. 9	R5. 3. 31	制限
設備	58	湊川公園駅冷却塔更新工事	(株)イトーヨー ギョー	33,595	R4. 9. 13	R5. 3. 24	制限
	59	市バス車両工場ボイラー設備更新 工事	(株)杉原工業所	26,477	R5. 1. 30	R5. 3. 31	制限
	60	西神・山手線 三宮駅東改札内エ レベーター改造工事	三菱電機ビルソ リューションズ (株)	40,700	R4. 4. 28	R4. 8. 31	制限
	61	海岸線列車無線設備更新工事	協和テクノ ロジズ(株)	702,460 (711,860)	R1. 11. 25 (R4. 9. 26)	R5. 3. 31	制限
	62	西神変電所・駅電気室他更新工事	三菱電機(株)	1,578,976 (1,587,457) (1,602,230)	R2. 7. 31 (R4. 12. 21) (R4. 12. 28)	R4. 12. 28	制限
	63	西神・山手線新長田駅連動装置及 びATC地上装置更新工事	大同信号(株)	1,769,900	R3. 3. 3	R5. 3. 17	制限
	64	海岸線 防災・設備監視システム保 守管理業務	パナソニックLS エンジニアリン グ(株)近畿支店	9,900	R4. 4. 1	R5. 3. 31	随契
	65	西神・山手線及び海岸線運行管理 中央装置点検整備	(株)日立製作所 神戸支店	4,884	R4. 4. 1	R5. 3. 31	随契
	66	海岸線電車全般検査 総合管理・ 車体等	川重車両テクノ (株)	52,437	R4. 4. 1	R5. 3. 31	随契
67	海岸線5000形車両装置取替作業	川重車両テクノ (株)	25,080	R4. 4. 1	R5. 3. 31	随契	

(公財) こうべ市民福祉振興協会

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	68	デイキャンプ場駐車場改修工事	(株)高橋組	2,963 (3,231)	R5. 1. 23 (R5. 3. 6)	R5. 3. 15 (R5. 3. 15)	随契

(一財) 神戸市水道サービス公社

工事種別	番号	工事名	請負人名	請負金額 (変更) [単位 千円]	契約年月日 (変更)	完成期限 (変更)	契約の方法
土木	69	鶴越墓園給水管更新工事その6	(株)朱門建設工業	99,950	R4. 7. 15	R5. 2. 28	一般
建築	70	千苧浄水場建築施設維持修繕工事	株式会社 勝建	10,217	R4. 11. 1	R5. 2. 15	制限

- 備考：(1) 「請負人名」欄の「特定JV」は特定建設工事共同企業体を表す。
 (2) 「契約の方法」欄の「一般」は一般競争入札，「制限」は制限付一般競争入札，「指名」は指名競争入札，「随契」は随意契約を表す。
 (総評)は総合評価落札方式，(低入)は低入札価格調査基準価格未満で契約した工事を表す。
 (3) 表は，令和5年2月28日時点における契約監理システムのデータと各局及び出資団体からの提出資料に基づき作成した。